

<募集案内>

フッピー健康ポイント事業のポイント交換メニューを募集します。

～お店のサービス券や食事券などを登録しませんか？～

1 応募者資格

物品販売、飲食、サービス業者(ただし風俗営業者は除く)で同制度に賛同していただける事業主

2 応募要件・取扱い要件

次の項目の要件を全て満たす場合に登録の対象となります。

- (1) 携帯電話等の画面上で表示(以下「画面表示」という。)されるクーポン券を金券と同様の扱いをしていただき、会計時にクーポン券に記載されている金額を割り引いて精算が可能
- (2) 画面表示されるクーポン券と貴店で利用できる商品券等との交換が可能(画面表示されるクーポン券には、貴店の商品券等の内容が表記されます。)ただし、(1)で精算処理が完結する場合は、商品券等の発行は不要です。
- (3) 画面表示されるクーポン券の有効期間は、各年4月から翌年の3月までの期間で対応可能(交換後の商品券の有効期限は各店舗で設定していただいて構いません。)
- (4) 口座振り込みで市からの代金受け取りが可能
- (5) クーポン券は、500円以下(1枚100円等でも可)とすることが可能
- (6) 画面表示されるクーポン券を会計時に担当者がチェックし、そのチェックに基づき毎月市から請求書とその内訳がメールで送信され、内容を確認するとともに送信された請求書に押印後、市(健康づくり課)に提出していただくことが可能

<画面表示されるクーポン券の利用から市からの支払いまでの流れ>

- ① 店頭(施設)で利用者が画面表示されるクーポン券を表示
- ② 会計担当者が画面表示されているクーポン券をチェック(携帯電話等の画面上に「済」が表示されます。)

クーポン券の内容により、会計時の割引、商品券等との交換

- ③ 会計担当者のチェックに基づき、市で利用件数等を集計し、メールで通知、請求書、及び請求内訳等を送信（毎月の精算とします。）
- ④ 市から送信された請求書及び請求内訳等を確認していただき、請求書に押印し、市に提出
- ⑤ 提出された請求書を基に、支払い手続きを行い、指定口座に支払い